

事務連絡
令和2年6月3日

各区市福祉事務所生活保護担当課 御中

東京都福祉保健局生活福祉部保護課長

安価なビジネスホテル等の情報提供について

日頃より、生活保護行政の適正な運営に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

「緊急事態宣言の解除後の生活保護業務等における対応について」（令和2年5月26日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）により、一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の支援について示されたところです。

つきましては、一時的な居所が必要な生活保護申請者のための安価なビジネスホテル、民間宿泊所等（以下「ビジネスホテル等」という。）について情報提供します。

ビジネスホテル等の利用については、下記のとおりとなりますので、御了知願います。

なお、今後新たなビジネスホテル等の情報を得た場合には、順次情報提供します。御不明な点は、下記の担当まで御連絡ください。

記

- 1 利用対象者について
生活保護申請時等に居所がなく、ビジネスホテル等での生活が可能な者
- 2 民間宿泊所等の所在地・利用料等について
別紙1「ビジネスホテル等一覧」のとおり
- 3 別紙1記載の利用料で利用可能な期間
本通知日以降、別紙1に記載のある利用料での利用が可能となります。
- 4 利用手続きについて
別紙2「ビジネスホテル等の利用手続きについて」のとおり
※空き室の範囲内での利用になりますので、断られることがあります。また、ビジネスホテル等の利用料の支払いについては、収入があり住宅扶助が代理納付できない場合を除き、代理納付を活用して、確実に利用料が支払われるようにしてください。（本人に支払い額が生じる場合には、必ず事前にその旨及び本人が支払う利用料の額をビジネスホテル等に連絡してください。）

4 ビジネスホテル等を一時的な居所として利用した場合の住宅扶助費について
ビジネスホテル等の住宅扶助費は、保護の基準別表第3の2の厚生労働大臣が別に定める額（都内特別基準額である月額69,800円）の範囲内となります。

上記住宅扶助費の適用可能期間は、アパート等の住居を確保するまでの必要最小限度の期間となります。（30日間を超える場合には東京都にご相談ください。）利用者の居所の確保及び退去支援を速やかに行ってください。

5 生活保護の実施責任について

ビジネスホテル等の利用手続を行う福祉事務所が実施責任を負うことを念のため申し添えます。

6 その他

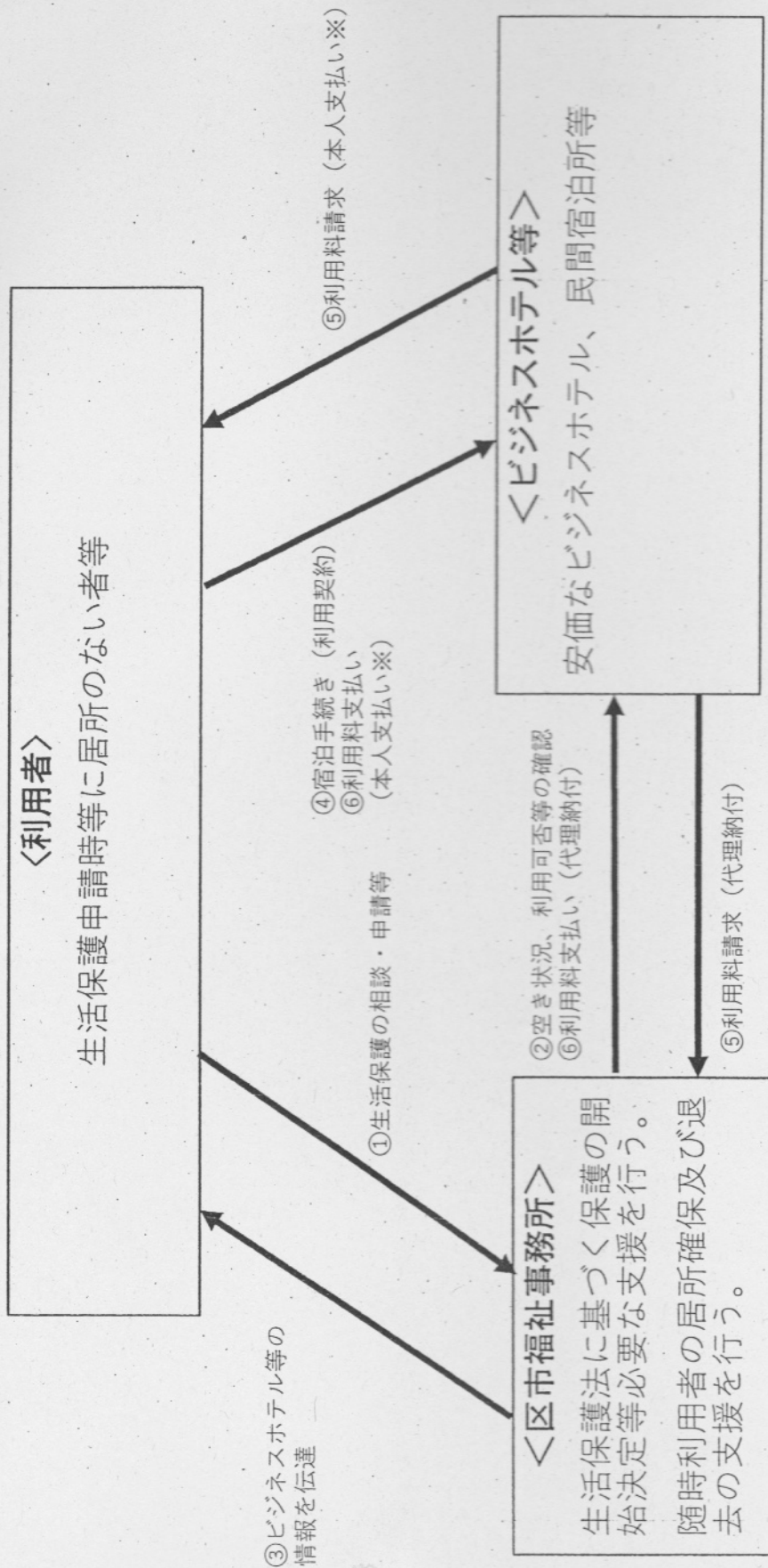
宿泊施設の宿泊約款を遵守させるよう利用者に指導するとともに、利用者に係る苦情があった場合には、誠実に対応してください。

＜担当＞

福祉保健局生活福祉部保護課保護担当 山口・守屋

電話 03-5320-4064

ビジネスホテル等の利用手続きについて



※利用料の本人支払いは、収入があり住宅扶助満額の代理納付ができない場合等（事前にその旨及び本人が支払う利用料を区市福祉事務所からビジネスホテル等に連絡する。）